

取引残高報告書制度

取引残高報告書制度とは、株式、債券、投資信託等の有価証券の売買および信用取引、オプション取引、先物取引など、証券業に関するお取引内容の全てと、お取引された後の残高等について、お取引先の証券会社等が定期的に投資家の皆様へ報告する制度です。平成13年4月の内閣府令改正により、規定されたものです。

- 取引残高報告書は、お取引とお預り残高の明細を記載いたします。
- 個人口座開設のお客様でお取引があった場合、取引残高報告書は原則、3月、6月、9月、12月の各月末時点で作成し、翌月発行いたします。また、お取引がなかった場合は、原則、1年に1回発行いたします。
- 法人口座のお客様でお取引または口座に残高のある場合、原則毎月取引残高報告書を作成し、その翌月に交付いたします。取引がなく、かつ口座に残高がない場合は原則1年に1回、取引残高報告書を作成し交付します。
- 個人口座・法人口座にかかわらず、信用取引口座・オプション取引口座を開設済みの場合、取引残高報告書を毎月発行いたします。
- 「預り証」「受渡計算書」「月次報告書」は、平成13年12月31日をもって廃止となりました。
- 夜間現物買取引およびeワラントは、月末最終営業日約定分の取引が記載されません。ご注意ください。